資料6

他の都道府県の条例策定状況

他の都道府県において再エネ発電施設に関する条例を策定しているのは以下の4県(兵庫県、和歌山県、岡山県、山梨県) ※現在、山形県が条例策定中

	兵庫県	和歌山県	岡山県	山梨県	【参考】山形県(骨子案)
条例名	太陽光発電施設等と地域環境との 調和に関する条例	太陽光発電事業の実施に関する条例	太陽光発電施設の安全な導入を促進する条 例	太陽光発電施設の適正な設置及び維持管 理に関する条例	再生可能エネルギーと地域の自然 及び歴史・文化的環境等との調和 に関する条例(仮称)
対象	太陽光(5,000㎡以上) 風力(1,500kW以上)	太陽光(50kW以上)	太陽光 (設置禁止区域内:すべて) (設置に適さない区域内:50kW以上)	太陽光(10kW以上)	太陽光(500kW以上) 風力(500kW以上) 水力(200kW以上) バイオマス(300kW以上) 地熱(300kW以上)
	届出制	認定制	設置禁止区域:許可制 適さない区域:届出制	設置規制区域:許可制 上記以外:届出制	認定制
手続	※工事着手の60日前までに事業計画の届出(届出前に近隣関係者へ説明が必要)	※事業計画について知事が認定 (計画の案について、事前に県・ 市町村との協議を実施するととも に、地元自治会等に説明が必要)	※設置禁止区域に例外的に設置する場合は 知事の許可が必要 ※適さない区域に設置する場合は工事着手 の60日までに事業計画の届出 ※計画策定の初期段階から地域住民への説 明等の実施(努力義務)	は知事の許可が必要(届出前に地域住民等への説明が必要)	
区域設定	なし	なし	 【設置禁止区域】 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・土砂災害特別警戒区域 【設置に適さない区域】 ・土砂災害警戒区域 	【設置規制区域】 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 ・土砂災害警戒区域 ・地域森林計画対象民有林 ・国有林	なし
罰則等	(不届出、虚偽届出等の場合) 5万円以下の罰金	(未認定で事業を実施した場合) 手続き実施の勧告,命令、氏名等 の公表	(許可に付した条件に違反した場合) 許可取消,施設の撤去等の命令、住所、氏 名等の公表	(無許可で事業を実施した場合等) 5万円以下の過料	(不正認定・命令違反した場合、 未認定で事業を実施した場合等) 認定の取消・指名等の公表、勧告 及び命令
施行日	平成29年7月1日	平成30年3月23日	令和元年10月1日	令和3年10月1日	令和4年度予定